

4茅み審第 号

令和4年 月 日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市みどり審議会

会長 一ノ瀬 友博

茅ヶ崎市緑のまちづくり基金条例の一部改正について(答申)

当審議会は、令和3年10月20日付け3茅景み第281号により諮問を受け、審議を行いました。審議の結果、茅ヶ崎市緑のまちづくり基金条例(以下、「条例」という。)の一部を改正することについて、市のみどり行政を推進するために、茅ヶ崎市緑のまちづくり基金(以下、「基金」という。)を有効に活用する必要性が認められることから、条例の一部を改正する方針について賛同し、以下のとおり答申します。

今後、茅ヶ崎市が、この答申の内容を踏まえて、基金を有効に活用し、みどりの保全、再生及び創出に関する施策を推進することによって、人と生きものが共生するみどりのネットワークづくりを実現されることを期待します。

1 題名の改正について

平成29年4月1日に茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例を定め、みどりの保全、再生及び創出についての基本理念を定めるとともに、「みどり」の定義を定めたことから、基金の運用においても、この考え方を踏襲させ、題名の表記を改めることは、妥当であると考えます。

2 基金の設置目的に関する規定の改正について(第1条関係)

基金が、みどりの保全、再生及び創出に関する施策を推進するための財源の1つであることを踏まえて、第5条の改正に併せて、第1条の目的に関する規定を改正することは、妥当であると考えます。

3 処分に関する規定の改正について(第5条関係)

茅ヶ崎市自然環境評価調査などの、みどり行政を推進する上で基礎となる重要な調査及び研究に係る事業に基金を充てることができるようにするため、基金の用途を拡大することは、妥当であると考えます。

改正にあたっては、現行の条例の条文構成のままとし、第5条の各号列記に新たに号を追加してください。

ただし、条例を改正したとしても、先述の調査及び研究のために基金を必ず充てるというものではなく、通常の一般会計予算の確保を優先し、それが困難である場合に限り、基金を充てることができるという考え方は維持してください。

また、他市町村では、緑地の買入れ以外に、樹木の保全や緑化助成などに都市緑化基金を

充てているようですが、茅ヶ崎市の基金の残高は、潤沢とは言い難いので、更に基金の用途を拡大することについては、控えていただきたいと考えます。

4 第5条第1号について

「良好な自然環境を形成している緑地」の解釈について、過去の審議会においても議論を重ねてきましたが、明確になっていない状況ですので、一定の考え方を示す必要があると考えます。

基金を活用して購入する土地については、「みどり」が有している環境保全機能、レクリエーション機能、防災・減災機能及び景観形成機能を発揮できる公共空地として利活用できる土地でなければならないと考えますので、この考え方を前提とした検討を行ってください。

例えば、都市緑地法(昭和48年法律第72号)に規定がある「市民緑地」や、茅ヶ崎市の「保存樹林」を公園・緑地等として利活用できると茅ヶ崎市が判断した土地を購入する場合に、基金を充てるなどの考え方を示しておく必要があると考えます。

また、条文にある「緑地」について、都市緑地法第3条にある緑地の定義を準用するのか、あるいは、樹木の集団や草地といった単に立木、草本が生えている土地だけを指すのかどうかなど、解釈を示しておく必要があると考えます。

その上で、条文の改正を行うかどうかについては、茅ヶ崎市の判断に委ねます。

5 第5条第2号について

緑地の維持管理に充てるとき基金を活用できるとされているところですが、今後、「市民緑地」制度の利用促進のため、茅ヶ崎市が所有していない土地を、公共空地として整備する際の整備費用に充てられるようにしておくこと、より「市民緑地」の整備を進めやすくなると考えます。また、特別緑地保全地区内の土地を自然環境の保全のために整備するときに大規模な工事が必要となった場合、基金を活用できるようにしておくことで、みどりの保全、再生が促進できると考えます。

そういった点も踏まえて、条文の改正を行うかどうかについては、茅ヶ崎市の判断に委ねます。

以上